

## 問題 1

### 【出題意図】

特別な公法関係の理論（特別権力関係論）について、その代表的判例とセットで理解できているかを問うものである。肯定論か否定論かのいずれを結論とするかは、基本的に得点に影響せず、その説得力による。本論点は、この分野での事例問題に対応する際に必須の論点であり、既修者コースの入学者であれば十分な理解が必要である。難問とは思わないが、一定程度の理解には一定程度の点数を与えるものとする。

### 【採点講評】

そもそも基本判例である全農林警職法事件判決を知らない人が多数あった。また、うろ覚えも多数で、猿払事件との混同も多い。特別な公法関係の理論についても、ムード的理解が多数であった。既修者認定を希望するなら、基本学習の強化を望みたい。他方、都教組事件からの判例変更であったことなどを指摘した優秀答案もあった。

## 問題 2

### 【出題意図】

日曜学校事件（東京地判昭和 61 年 3 月 20 日行集 37 卷 3 号 347 頁）、神戸市高専事件（最判平成 8 年 3 月 8 日民集 50 卷 3 号 469 号）を素材に、政教分離原則と信教の自由の衝突について展開することを求めるものである。設問は、法曹志望者に対し、ある主張の根拠となる学説等を選択的に主張することを要求するものである。目的効果基準などの基本的な枠組みはしっかり展開することを望む。

### 【採点講評】

信教の自由の問題であることは明らかであり、裁判例を思い出しつつ、救済措置がかえって政教分離原則違反の問題を引き起こしかねないことに言及すれば、取り敢えず合格点か。20 条の問題でありながら緩やかな審査で事足りりとする何枚かの答案は。疑問であった。大学の自治に言及した者にはさらに加点した。

## 問題 3

### 【出題意図】

行政上の義務履行確保手段について、基本的な理解を問うものである。権利の実現という、民法・民事訴訟法の基本的な理解とも密接に関連する事項であり、最低限の知識が押さえられていれば、解答に支障はないと思われる。

### 【採点講評】

行政上の義務履行確保という学習が手薄になりがちな分野から出題したにもかかわらず、総じて出来が良く、満点も何人かいた。この調子で勉強を進めてほしい。